

職域接種において同一会場で2回目の接種を受けることが 困難な者への対応について

(R3.8.12厚生労働省予防接種室事務連絡)

I. 都道府県

- 同一会場での2回目の接種機会の提供に向けた工夫を促す。
(「職域接種において2回目の接種を進めるに当たっての留意点について」(R3.7.21事務連絡)参照)
- 企業等から職域接種相談窓口につながった場合には、当該企業等限りの取扱いとして、申請時に「公表不可」とした会場を含め情報提供する。

【提供内容】

- ・ 職域接種会場名称、所在地
- ・ 接種開始予定週、接種終了予定週
- ・ 企業等の担当者・連絡先 等

【留意点】

- ・ 実際に相談・調整が可能な企業等のみを抽出するように工夫すること。

II. 企業等

【同一会場で2回目接種を受けることが困難な者が生じる場合】

- 1回目の接種を実施した企業等が近隣の職域接種会場に連絡し、当該被接種者の2回目接種受入の可否について相談・調整する。
- 他の職域接種会場の連絡先等が不明な場合は、都道府県の職域接種相談窓口につながり、他の職域接種会場の連絡先情報等（企業内限りの取扱い）の提供を受ける。

【2回目接種の受入について相談・調整を受けた企業等】

- 接種スケジュール等を勘案の上、2回目接種の受入について積極的に検討・調整する。
- 2回目接種の受入にあたり、ワクチンの余剰に不安がある場合は、適宜、厚生労働省予防接種室にメール（syokuiki@mhlw.go.jp）で相談する。
- 2回目接種を受け入れた場合、当該者の2回目接種に係る費用請求・接種実績等の入力等は、受け入れた会場において実施する。

【問い合わせ先】

078-361-1790（兵庫県職域接種専門電話相談窓口）
vshokuiki@pref.hyogo.lg.jp